

役員等報酬規程

社会福祉法人 朝倉恵愛会

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人 朝倉恵愛会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

（役員の種類）

第２条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２ 旅費等は、法人の役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（役員会及び評議員会の日当等）

第３条 役員が役員会、評議員が評議員会に出席したときは、別表１により１日分の日当及び交通費実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあつては、第４条の日当及び交通費実費はこれを支払わないものとする。但し法人の役職を兼務している場合はこれを支払わないものとする。

（役員及び評議員の旅費等）

第４条 役員会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表２により日当及び交通費実費を支払うことができる。但し法人の役職を兼務している場合はこれを支払わないものとする。

２ 理事長及び業務執行理事の報酬は、現に当法人施設の役職員を兼務する場合は、その基本給に、①理事長には役員手当として月 50,000 円、②業務執行理事には月 20,000 円を加算する。又③非常勤の理事長の場合は、役員手当として月 50,000 円、及び出勤時には、別表２（日額）の日当及び交通費実費を支給する。

３ 常勤役員の賞与は、夏期と冬期の２回とし、管理職運用規定第６条に準じる。

（業務執行役員制度）

第５条 法人は業務執行役員を置くことができる。その場合名称を準役員とする。

但しこの業務執行権は理事会により内部的に移譲されている為、対外的には代表権を持たない。なお、執行役員の業務内容は管理職運用規程に定める。

２ 理事長及び執行役員は毎会計年度６ヵ月に１回以上年２回以上自己の職務状況を理事会に報告する義務を有する。

３ 業務執行役員の報酬については、役員会で決定する。

（その他の委員の旅費等）

第６条 苦情対応第三者委員、入所判定員、評議員選任・解任委員（以下、その他の委員）は、法人理事長の命を受けて法人及び施設に係る業務にあつた場合は、別表２により日当及び交通費実費を支払うことができる。但し同日に重複して行う業務がある場合は原則１回の業務のみとする。

(出張旅費)

第7条 役員、評議員及びその他の委員が、法人又は施設業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員等退任記念品)

第8条 記念品支給に関して、別表4で算定した額の退職記念品を支給する。

- 2 品物に代えて金額の支給とすることもある。
- 3 常勤・非常勤にかかわらず、役員及び評議員を対象とする。
- 4 支給の基準は就任から退任までの在位期間とし、再任の場合は在位期間を通算するものとする。また、理事長についてはその職責を勘案し倍額とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

附 則

制 定	平成	22年	4月	1日	(0001-01)
改 定	平成	23年	4月	1日	(0001-02)
改 定	平成	24年	6月	1日	(0001-03)
改 定	平成	25年	4月	1日	(0001-04)
改 定	平成	29年	3月	22日	(0001-05)
改 定	平成	29年	6月	14日	(0001-06)

別表1（日額）

名 称	日 当	交通費実費
役員会出席等	8,000～15,000円	2,000～5,000円
評議員会出席等	8,000円	2,000円

別表2（日額）

名 称	日 当	交通費実費（一律）
監事監査業務等	18,000円	2,000円
役員及び評議員業務等	8,000円	
苦情対応第三者委員業務等		
評議員選任・解任委員業務等		
入所判定委員業務等		

別表3（日額）

名 称	旅 費	宿泊費	日 当	その他
役員及び評議員	実 費	20,000円	15,000円	実 費
その他の委員	実 費	15,000円	10,000円	実 費

別表4（退任記念品額）

名 称	記念品相当額
1年以上 6年未満	50,000円
6年以上 10年未満	100,000円
10年以上	150,000円